

令和8年度の組長、班長

取扱注意

組長

組長 (地区委員)	いちき じゅんじ 一木 順次	
--------------	-------------------	--

班長

班名	氏名	住所	電話番号
1	もとむら きよふみ 本村 清文		
2	なりまつ けいた 成松 敬太		
3	はやせ いわお 早瀬 毅		
4	うの つとむ 宇野 努		
5	かとう ともき 加藤 智樹		
6	みやた やすし 宮田 泰資		
7	くの すえはる 久野 未治		
8	しみず たかし 清水 孝司		
9	おかもと かずお 岡本 和夫		
10	まつい ひさお 松井 久雄		
12	はまぐち ひろき 濱口 浩記		
14	組長 代行		
16	えなみ かずや 江波 和也		
17	みうら まよ 三浦 麻葉		

監事 (会計監査)

監事 (会計監査)	あいかわ ひさゆき 相川 久幸	
--------------	--------------------	--

制 定
平成20年1月27日
改 定
令和8年 1月20日

班長の役割

稲場2組自治会

班長の役割

I 役割

1、兼務

組の「自主防災組織」の構成メンバー。
次期地区委員選出メンバー。

II 実施事項

1、「組の総会」「班長会議」への出席

参加資格者の都合がつかない場合、配偶者に代理を依頼するなど欠席は極力避ける。又、委員、役員を決める第3回班長会議に欠席する時は、地区委員宛て委任状を提出し公平性を確保する。

2、組費（年額3,600円を前・後期に分けて集金）

前期分（4月～9月）：1,800円を4月に

後期分（10月～3月）：1,800円を10月に

期の途中からの入会の場合：月額300円×残りの月数

期の途中で転出の場合：月額300円×転出までの月数

3、刊行物などの配布と回覧資料の回覧

回覧資料は、毎月1日・15日の2回発行されます。配布は、それぞれの2～3日前の予定です。同時に他の刊行物及び回覧物も配布します。

地区委員から配布したもの以外は、回覧・配布をしてはいけません。

政治活動・営利事業に関することも禁止されています。もし、「依頼」「問い合わせ」があったときには、地区委員まで連絡してください。

4、募金・寄付など

小山地区は、自治会と公民館が連携を取りながら活動をしており、募金・寄付などもこの考え方に基づいて行っております。

①小山自治会・組費から拠出するもの

月度	項目	支払・金額ともに任意 (以下は目安)	方法
4	緑の羽根募金	100円	小山自治会費より

②募金・寄付など（※組費集金時に1年間分一括集金も可とする。）

5	日本赤十字社資	500円	班長が集金
10	赤い羽根募金	500円	班長が集金
12	青少年育成募金	随意	班長が集金

2	社会福祉協議会会員	500円	班長が集金
---	-----------	------	-------

5、「転入・転出世帯」の連絡

転入・転出世帯が有った場合は、「回覧物」の部数の変更手続が必要です。
速やかに組長（地区委員）までご連絡ください。

6、自治会加入者の連絡。

①手続き

加入希望者の住所・氏名・電話番号の確認と組長（地区委員）へ連絡。

②組費の納入

2項の基準で集金

③支給品

ゴミカレンダーと分別ゴミ袋一式、刈谷市詳細図

④入会金

自治会入会金として、下記の入会金を納める。

持ち家；2,000円

借家、集合住宅；1,000円

7、転出者・途中退会者の取り扱い

納入した組費（入会金）は、転出・脱退があっても返却しない。

8、防犯・防災・安全施設の設置申請

班内で必要と思われる箇所があれば、組長（地区委員）まで連絡して下さい。

現地確認して地区長を経由し、「刈谷市」「刈谷警察署」へ申請をします。

9、防犯・防災・安全施設の異常処置

防犯灯の切れ、カーブミラーの破損などが有った場合は、組長（地区委員）まで連絡して下さい。

10、「分別ごみ袋」の更新

袋の破損や紛失などの場合は個人でごみ減量推進室（21-1705）、又は市役所環境推進課から受け取るよう指導して下さい。

袋には、班名・氏名（フルネーム）をマジックインクで書くよう指導して下さい。

1 1、ごみステーションの管理分担

資源ごみステーション管理は組長（地区委員）、可燃ごみステーションは（主）区域班長（従）使用域班長となります、但し通常の収集が困難な大きなゴミや危険なごみ等は組長（地区委員）に相談して下さい。

1 2、放置自転車・放置自動車等の処分

放置自転車・放置自動車などを見つけた場合は、組長（地区委員）に連絡して下さい。放置場所により、対応の方法が異なります。

1 3、葬儀の連絡

自治会加入者及び同居者が亡くなられた場合は、下記の項目を組長（地区委員）に連絡して下さい。

逝去者：氏名・年齢・逝去年月日・住所・電話番号

喪主：氏名（続柄）・住所・電話番号

会場：住所・電話番号

お通夜；年月日・開始時刻

葬儀；年月日・開始時刻

組内への案内は組長が行います。

班長の出席；自分の班の場合には、お通夜・葬儀に出席願います。

尚、80歳以上の方は、市会議員・地区長・自治会相談役などが出席します。

1 4、「組の自主防災組織」のメンバーの実施事項

①「いざ」と言う時の対応

- ・正確な情報の速やかな伝達と住民への的確な指示
- ・警報の発令と伝達や住民への指示 など

②弱者の把握

- ・一人住まいの高齢者の把握。
- ・昼間に一人住まいになる高齢者の把握。
- ・下校後に小学生のみになる家の把握。など

改定の履歴

改定月日	改 定 内 容
平成 21 年 1 月 18 日	Ⅱ－4－① 「赤い羽根募金」は、「歳末助け合い募金」と同時に募金するようになった。金額は、500 年（「赤い羽根募金：300 円、「歳末助け合い募金」：200 円）
平成 21 年 1 月 18 日	Ⅱ－4－① 「ハンセン病・青少年等育成募金」は、平成 21 年度より廃止に伴い、この項抹消する。
平成 29 年 2 月 28 日	Ⅰ－1 紙資源回収委員会委員兼務追加 Ⅱ－1 紙資源回収委員会への出席追加 Ⅱ－1 0 ごみ袋更新方法の変更
平成 30 年 2 月 23 日	Ⅱ－6－③小山地区防災マップ、小高原学区区域図削除 Ⅰ－1 次期地区委員選出メンバー追記。
平成 30 年 11 月 11 日	Ⅱ－11 ごみステーションの管理分担追記
令和 6 年 1 月 7 日	Ⅱ－1 会議への出席時留意事項追加 Ⅱ－4 愛の一元玉→青少年育成
令和 8 年 1 月 2 0 日	表紙 稲場町 2 組自治会→稲場 2 組自治会に変更 タイトル 班長の主な役割→班長の役割に変更 Ⅰ－1 組の紙資源回収委員会の委員削除 Ⅱ－1 「紙資源回収委員会」削除 Ⅱ－3 「市民だより」→刊行物、回覧資料に変更 Ⅱ－4 （※組費集金時に 1 年間分一括集金も可とする。） 追記 金額（目安：一世帯当）→支払・金額ともに任意（以下は目安）に見出し部変更 赤い羽根募金を①小山自治会・組費から拠出するもの→②募金・寄付などの項目へ移動 目安金額 500 円以上→500 円 3 ヶ所変更 ひかりの家バザー一品削除 Ⅱ－5 「市民だより」削除

第2回組長OB会議事録

1、 議題

- 1) 平成30年上期主な行事实施状況報告と今後の予定
- 2) 組長申し合わせ事項の検討
 - (1) 班長輪番について
 - (2) 市依頼事項の班長業務への展開
- 3) その他

- 2、 日時 平成30年11月8日（木） 13時30分より15時
場所 市民館 1F

- 3、 参加者 加藤文彦様、岡本清春様、佐藤立治様、森本有二様、加藤公雄（記）

4、 決定事項

(1) 班長輪番制について

班長辞退者について、2組申し合わせ事項1-2)「原則として班内輪番とする」と決められているため、輪番を回避できる事由について具体化する。

①班長業務遂行に支障が出ると組長が判断した場合

- ・組内在住1年未満の候補者
- ・2W/M以上在住しない世帯など

②市が定める行動要支援者の範囲に該当する場合

- ・70歳以上の単身高齢者
- ・80歳以上のみで構成する高齢者世帯
- ・ねたきり、認知症高齢者見舞金受給者
- ・要介護認定が、要介護度3から5の認定を受けている方
- ・65歳以上高齢者のみで構成されている世帯で市に申し出をした方
- ・身体障害者手帳1級、並びに下肢、体幹、視覚及び聴覚の2級の方
- ・精神障害者保険福祉手帳1級の方、療育手帳A判定の方など

③上記①②に当てはまらない場合

- ・班長、組長が合計三度依頼しても辞退される方

上記①②③に該当する場合組長は輪番制を回避し次の人に依頼できるものとする。

但し、②に該当する場合は関係者の意向を聞き決めるものとする。

尚、輪番を回避した理由は班内に留めるものとする。

(2) 市依頼事項の班長業務への展開について

改定案どうり「稲場町2組の申し合わせ事項」、「班長の役割」の改定が承認された。

(3) 資源ごみ回収量減少し平成30年度2万円強赤字の見とろしの件

対応策1、他業者に流れている資源ごみを「お知らせ」を活用し防止検討する。

対応策2、回収お礼粗品コストを下げる検討する。

対応策3、子供会協賛金の効果を検証し、効果がない場合減額検討する。

以上

班長の皆様への依頼事項

1、送達箱の引継、配置

月2回、回覧物、自治会加入者配布物、集金袋などをお渡します。

集合住宅は送達箱の中に入れてあります。又個別住宅も土のう袋などかさ張るものを配布するときは使用しますので、前任の班長さんより引継ぎをお願いします。

回覧板は広告主との契約で2回/月以上回覧する事となっています。内容が希薄な場合も回覧をお願いします。

2、班長の皆さん（連絡用紙）をよく読んで下さい

回覧物などと一緒『班長の皆さん』と題した連絡事項を書いた紙を付けています。

配布物の種類、集金や調査の依頼など班長さんをお願いする内容が書いてあります。

期限があったり、結果報告が必要なものがあったりしますのでよく読んで対応をお願いします。

3、転出入者等自治会入退会の手続きについて

班内に新しく引っ越してきた方などあれば自治会加入を勧めて下さい。ゴミカレンダー、資源ごみ袋をお渡しますので自治会加入申込書に記入していただき提出してください。

自治会に加入しない場合でも世帯数把握のため連絡をお願いします。

また転居されるのが分かったり、出生、逝去などで世帯人員が変わった時にも自治会退会届、記載事項変更届を提出してもらえるように働きかけ下さい。

4、地区の課題、自治会への要望など

自治会というのは活動内容など皆さんで決めていってもいいものだと思います。

現在、少子高齢化などで子供会が減少していることもあり運動会なども見直しが行われました。

時代の流れと共に地域のニーズも変わって来ていることでしょう。

皆さんの負担なども考慮し、必要なことと不要なことなど選別するのもひとつかもしれません。

自分がこうあってほしいという地域の姿、自治会の活動の中でこれは変えた方がいいと思うことなどを地区の課題、自治会への要望として伝えていただきたいと思います。

・令和7年度は以下の内容を変更しました。

(1)稲場2組内行事見直しについて

- ・紙資源回収委員会は終了し、保有資金を組費へ移管するとともに・規約・要領書・専用通帳等は廃止とする。
- ・地藏盆は終了し、保有資金を組費へ移管するとともに専用通帳は廃止とする。
- ・第2回・第3回の班長会議の開催可否は、組長の判断によるものとした。
- ・任意参加の催事(虫供養、稲荷大祭など)の出欠は組長の判断によるものとした。

(2)募金・寄付金について

- ・募金、寄付金は実施月に拘らず、組費徴収時に一括徴収も可能とした。
- ・赤い羽根募金は組費拠出から、任意の個別徴収とし他の募金と同時に一括徴収も可能とした。

・以下の内容を小山自治会に申し入れています。

- ① 10月1日基準の世帯数調査の廃止
- ② 天子神社他、お神札の集金依頼の廃止
- ③ 小山集会所「ふれあい」の負担金の徴収&清掃の廃止

組費及び募金・寄付金の徴収

No.	世帯名	自治会加入 世帯徴収	募金・寄付金 【支払いは任意です】				合 計
		組 費	日本赤十字社 活動資金募集	赤い羽根募金	青少年育成募金	社会福祉協議会 会員募集	
			会員となるには 500円が目安	500円程度	随 意	一般会員となる には500円	
1	〇〇 〇〇様	1800円					
2	〇〇 〇〇様	1800円					
3	〇〇 〇〇様	1800円					
4	〇〇 〇〇様	1800円					
5	〇〇 〇〇様	1800円					
6	〇〇 〇〇様	1800円					
7	〇〇 〇〇様	1800円					
8	〇〇 〇〇様	1800円					
9	〇〇 〇〇様	1800円					
10	〇〇 〇〇様	1800円					
11	〇〇 〇〇様	1800円					
12	〇〇 〇〇様	1800円					
13	〇〇 〇〇様	1800円					
14	〇〇 〇〇様	1800円					
15	〇〇 〇〇様	1800円					
16	〇〇 〇〇様	1800円					
17	〇〇 〇〇様	1800円					
18	〇〇 〇〇様	1800円					
19	〇〇 〇〇様	1800円					
20	〇〇 〇〇様	1800円					
21							
22							
23							
24							
25							
合 計							総合計

各世帯様から頂いた
金額を記入する

領 収 書

様

日付: 年 月 日

金額: ¥

見本

【但し】

- 組費
- 赤い羽根募金
- 日本赤十字社資
- 成募金
- 社会福祉協議会会員
- その他:

班長



上記 正に領収いたしました

稲場2組自治会

領 収 書

様

日付: 年 月 日

金額: ¥

見本

【但し】

- 組費
- 赤い羽根募金
- 日本赤十字社資
- 成募金
- 社会福祉協議会会員
- その他:

班長



上記 正に領収いたしました

稲場2組自治会

領 収 書

様

日付: 年 月 日

金額: ¥

見本

【但し】

- 組費
- 赤い羽根募金
- 日本赤十字社資
- 成募金
- 社会福祉協議会会員
- その他:

班長



上記 正に領収いたしました

稲場2組自治会

領 収 書

様

日付: 年 月 日

金額: ¥

見本

【但し】

- 組費
- 赤い羽根募金
- 日本赤十字社資
- 成募金
- 社会福祉協議会会員
- その他:

班長



上記 正に領収いたしました

稲場2組自治会

領 収 書

様

日付: 年 月 日

金額: ¥

見本

【但し】

- 組費
- 赤い羽根募金
- 日本赤十字社資
- 成募金
- 社会福祉協議会会員
- その他:

班長



上記 正に領収いたしました

稲場2組自治会

領 収 書

様

日付: 年 月 日

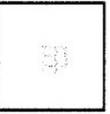
金額: ¥

見本

【但し】

- 組費
- 赤い羽根募金
- 日本赤十字社資
- 成募金
- 社会福祉協議会会員
- その他:

班長



上記 正に領収いたしました

稲場2組自治会

領 収 書

様

日付: 年 月 日

金額: ¥

見本

【但し】

- 組費
- 赤い羽根募金
- 日本赤十字社資
- 成募金
- 社会福祉協議会会員
- その他:

班長



上記 正に領収いたしました

稲場2組自治会

領 収 書

様

日付: 年 月 日

金額: ¥

見本

【但し】

- 組費
- 赤い羽根募金
- 日本赤十字社資
- 成募金
- 社会福祉協議会会員
- その他:

班長



上記 正に領収いたしました

稲場2組自治会

領 収 書

様

日付: 年 月 日

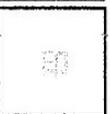
金額: ¥

見本

【但し】

- 組費
- 赤い羽根募金
- 日本赤十字社資
- 成募金
- 社会福祉協議会会員
- その他:

班長



上記 正に領収いたしました

稲場2組自治会

領 収 書

様

日付: 年 月 日

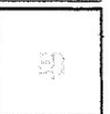
金額: ¥

見本

【但し】

- 組費
- 赤い羽根募金
- 日本赤十字社資
- 成募金
- 社会福祉協議会会員
- その他:

班長



上記 正に領収いたしました

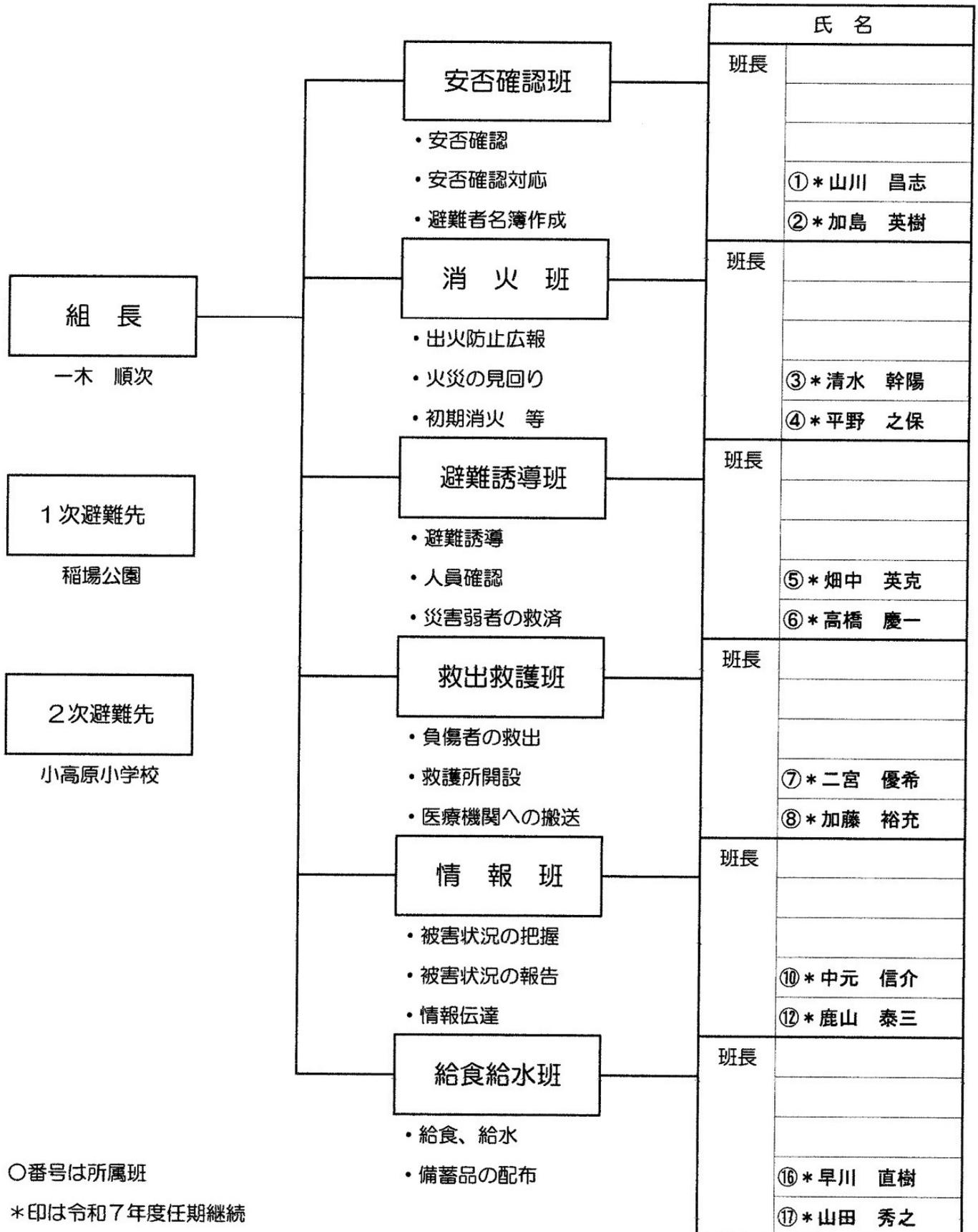
稲場2組自治会

稲場2組自治会 令和8年度 主な行事予定

○:班長全員に関係する活動

月 / 日	主 な 活 動	備 考
3月 29日	○第1回班長会議	班長の役割や年間行事等説明
	前期世帯数調査	令和7年度班長
	○新旧班長引継	各班長(回覧方法、順番、班内の申し送りなど)
4月 5日	小山自治会通常総会	自治会加入世帯
	○前期組費の徴収(募金一括徴収も同時実施)	各班長
5月	○春の道路側溝清掃	自治会加入世帯
	○日本赤十字社資募集(一括徴収済)	各班長(自治会加入世帯対象)
	24日 春の530運動	稲場公園(地区委員、生活文化部、中学生ボラ)
6月	「みんなで町内見回り」一斉パトロール実施	安全パトロール隊、希望者
7月		
8月1日2日	盆踊り大会(恩田公園)	地区委員、生活文化部
9月	○第2回班長会議(開催有無未定)	
	○赤い羽根共同募金(一括徴収済)	各班長(自治会加入世帯対象) ※従来は組費から拠出
	20日 小山地区敬老会	地区委員、生活文化部
	28日 天子神社例大祭	組長、氏子総代
	かりがね学区防災訓練	小山自主防災会
	○後期世帯数調査	各班長
	○後期組費の徴収(本年度は見送り)	
10月 18日	小山地区運動会	自由参加型
	○秋の道路側溝清掃	自治会加入世帯
	○青少年育成募金(旧1円玉募金・一括徴収済)	各班長(自治会加入世帯対象)
	○伊勢神宮、天子神社神札の斡旋	各班長
	25日 秋の530運動	稲場公園(地区委員、生活文化部、中学生ボラ)
11月	○刈谷中部地区統一防災訓練	自主防災隊
	○消火器の斡旋	各班長(自治会加入世帯対象)
	8日 歩け歩け大会	地区委員、青年部、福祉部、交通安全部
12月	「みんなで町内見回り」一斉パトロール実施	パトロール隊、希望者
	5日 ○天子神社・集会所ふれあい清掃① 8:00~	1班~7班(土曜日)
	20日 ○天子神社・集会所ふれあい清掃② 8:00~	8班~17班(日曜日)
	○第3回班長会議	班長手当支給、次年度公民館役員選出他
1月	○稲場2組総会	全班長参加願います
	小山地区紙資源回収所管理当番	組長対応
2月	○社会福祉協議会会員募集(一括徴収済)	各班長(自治会加入世帯対象)
	7日 公民館クラブ発表会	
3月	○世帯数調査	各班長
	令和9年度第1回班長会議	令和9年度班長、班長の役割、年間行事等説明
	○新旧班長引継(送達箱、回覧等)	各班長(回覧方法、順番、班内の申し送りなど)

令和8年度 稲場2組自治会 自主防災組織



稲場2組自治会 会則

第 1章 総 則

第 1条 本会は、稲場2組自治会と称する

第 2条 本会は、稲場町二丁目・三丁目の住民で組織し、事務所を組長（地区委員）宅に置く。

第 3条 本会は、住民相互の連携を深め、明るく住みよい町づくりを図ることを目的とする。

第 2章 役 員

第 4条 本会の役員は、次のとおりとする。

組 長；1名（地区委員・衛生委員・公民館運営委員を兼ねる）

会 計；1名（組長兼任）

監 事；1名（前任の組長）

相談役；1名（監事兼任）

班 長；各班1名

第 5条 役員役割

組 長；組内の事務処理を行う。

地区委員・衛生委員・公民館運営委員等を兼務する。

会 計；組の経理事務を行う。

監 事；会計監査を行う。

相談役；必要に応じて組長（地区委員）の補佐をする。

班 長；班内の事務処理をする。

第 6条 役員選出

各役員選出は、組長経験者、班長会等で複数の候補者を推薦し、組の総会で投票により決定する。

班長は輪番制とする。

監事は、前任の組長（地区委員）とする。

相談役は、監事が兼務する。

第 7条 役員任期

組長（地区委員）・会計・監事・相談役は、該当年4月1日から翌々年3月31日の2年間とする。再任を妨げない。但し、特別の理由がある場合は、この限りでない。

班長は、該当年4月1日から翌年3月31日までの1年間とする。

再任を妨げない。

第 3 章 運 営

第 8 条 総 会

組の運営の基本的事項の決定・改廃、及び「組内」の課題の対応を図るための意思決定をする。

第 9 条 班長会

各年度の事業内容の徹底と、「組内」の課題の把握・対応のための意思決定をする。

第 10 条 会議の開催

総会及び班長会議は、組長（地区委員）が決定し召集する。

第 4 章 会 計

第 11 条 活動費

この会の活動費用は、会員の組費・協賛金・雑収入等で当てる。

第 12 条 組 費

1戸当たり300円/月・年間3600円/年として、前・後期に分けて納める。

転入者は、該当年度の残月数分の組費と、入会金を納める。

年度内の中途転出者・退会者の既納入分の組費は、返却しない。

第 13 条 入会金

自治会加入に当り、下記の入会金を組費と共に納める。

持 ち 家：2,000円

借家、集合住宅：1,000円

第 14 条 組費の使途

- 1 自治会費：一戸当り200円/月・2400円/年を納付する。
中途入会は、該当年度残月数×200円を納付する。
尚、転出者・退会者の既納入の自治会費は返却しない。
- 2 募金・寄付：組費から拠出するもの
該当なし。
- 3 慶弔金：「地区内」、「組内」の慶弔に対する費用。
香典 等
- 4 負担金：「地区内」、「組内」の祭事に対する費用
玉串料、御仏前 等

- 5 協賛金：「地区内」、「組内」の諸活動に対する協賛金
盆踊協賛金、等
- 6 助成金：組内の諸団体への助成金
「パトロール隊稲場班」
- 7 活動費；自治会・公民館活動で「組費」で負担する費用。
「小山地区運動会」、「氏神様清掃奉仕」、「春・秋の道
路側溝清掃」 等

第 5 章 事業報告

第 15 条 事業報告

組長（地区委員）は、総会において「活動報告書」および「会計・監査報告書」を作成し、中間報告として承認を得るものとする。
年度末には、中間報告を補完した期末報告書を作成し、全戸へ報告する。

付 則

1 受託事項

「小山公民館長」「氏子総代会長」からの依頼により、「公民館委員」「氏子総代」を選出し、毎年1月末までに報告する。

2 引継ぎ事項

次年度の組長（地区委員）への事務引継ぎは、下記の書類を持って行う。

- ①「自治連絡協議会・公民館運営会議」資料の引渡しと内容説明
- ②担当年度の組の問題点・課題及び対策の方向付け
- ③会計関係資料（該当年度と過去の5年間の資料）
金融機関届出印鑑、貯金通帳、金銭出納帳、収入調書・支出調書。
- ④会議議事録 など

改訂の履歴

改訂月日	改訂内容
平成21年1月18日	第14条2 平成20年度より、「赤い羽根募金」は「歳末助け合い募金」と同時に募金する様になった。
平成21年1月18日	第14条2 平成21年度より「ハンセン病・青少年等育成募金」は廃止に伴い抹消する。
平成26年1月18日	パトロール隊稲場班より助成金の申し出があり稲場各組で検討し助成金支給で対応 5000円/年
令和8年1月20日	タイトルを正式名称に変更する、 稲場2組会則→稲場2組自治会会則

	<p>第4章第14条2 赤い羽根募金を個別徴収とし、該当なしに変更</p> <p>同条5 地藏盆協賛金を協賛金の項目から削除</p> <p>同条6 稲場南子ども会を情勢金の項目から削除</p> <p>第5章第15条 総会での報告内容と期末での報告内容を明確化した。</p>
--	--

稲場2組の申し合せ事項

第1回改訂平成18年9月 3日

第7回改訂令和8年1月 20日

1、役員の選出 (稲場2組総会で決定する)

1) 地区委員 (任期2年、但し再任は拒まない)

推薦または、投票で決める。

候補者は、あらかじめ2~3名選出する。但し、総会当日まで公表しない。

2) 氏子総代 (任期2年、但し再任は拒まない)

上記地区委員に準じ決定する。

3) 班長 (任期1年)

原則として班内輪番とする。

輪番回避の事由について 平成30年度 第2回組長OB会議事録参考

4) 公民館委員 (任期1年)

現職班長の中から次年度の公民館委員を選出する。

5) 会計監査

監査人は前任の地区委員もしくは地区委員経験者とする。

2、定例会議

1) 稲場2組総会

対象 自治会加入全世帯

各班ごとに案内状、出欠表を回覧し参加人員を調査する。

新旧班長は全員参加(代理可)とする。

時期 1月中旬の日曜日

議題 事業、会計中間報告、次年度自治会、公民館などの人選と承認
その他、審議、承認

2) 班長会議

第2回、第3回の班長会議は組長判断で開催可否を決定する。

第1回 3月下旬の日曜日

組の申し合せ事項、班長の役割、年間行事計画、自主防災組織の編成、

- 運営上の問題点と対策協議
- 第2回 9月の日曜日
活動の報告と今後の計画他、
運営上の問題点と対策協議
- 第3回 12月下旬もしくは翌1月上旬の日曜日
班長手当の支給、活動の報告と今後の計画
次年度自治会、公民館などの人選他、運営上の問題点と対策協議
- 3) 定例会議の場所、謝礼
- 場所 小山集会所 ふれあい 又は 小山市民館
- 謝礼 一人当たり600円相当

3、実施事項

- 1) 定例会議への出席
参加資格者の都合が付かない場合、配偶者に代理を依頼するなど欠席は極力避ける。
又、委員、役員を決める第3回班長会議に欠席する時は、地区委員宛委任状を求め公平性を確保する。
- 2) 刈谷市からの依頼対応
- (1) 刊行物等の配布
毎月1日・15日の2回発行され、配布は2～3日前になる。
班長宅玄関付近に各班前任者より引継いだ「送達箱」を設置してもらいこれを利用する。
配布基準
- ①全世帯配布 ; 市からの依頼があった配布物
 - ②自治会加入世帯配布 ; 小山よいところ等自治会からの配布物
- (2) ごみ置き場・ステーションの管理分担
- ①資源ごみステーションは地区委員
 - ②可燃ごみステーションは区域班長を主とし使用域班長を従とし担当する。
ただし、通常の収集が困難な大きなごみ、危険なごみは地区委員が対応する。
- 3) 「回覧板」の作成、発行
必要な都度作成し、市の回覧物と一緒に回覧する。・・・自治会加入世帯
- 4) 春・秋の道路側溝清掃について
各家庭及び地域の側溝の清掃を行う。
土嚢袋は清掃実施日の1週間前頃に各班に配布する。

5) 分別ごみ袋について

自治会新規加入者に対して、ごみ袋1セット・クリーンカレンダーを支給する。袋には「ステーション番号（**ー**）」、「組・班」、「氏名」をマジックで書く様指導する。

6) 葬儀について

班長からの連絡に基づき、別紙「葬儀のご連絡」を作成し次の方々に連絡する。

①稲場2組全班長

②地区長 80歳以上の場合

③地区相談役 全て連絡

葬儀（お通夜）参列

①地区委員 組内自治会員全て参列

香典は5,000円とする。

7) 自治会加入者の紹介

新規加入者は回覧板で紹介する。

4、会計関係

1) 募金、寄付金について

次のとおり実施する。

※組費集金時に1年間分一括集金も可とする。

項 目	支払・金額ともに任意 (以下は目安)	方 法
赤い羽根募金	500円	各班長が会員宅を回り募集
日本赤十字社資募集	500円	各班長が会員宅を回り募集
社会福祉協議会会員募集	500円	各班長が会員宅を回り募集
青少年育成募金	任意	各班長が会員宅を回り募集
緑の羽根募金	100円	小山自治会が会費より拠出

2) 助成金

①パトロール隊 稲場班 5,000円/年

3) 活動費

①天子神社清掃奉仕者への粗品代

②その他組の活動の協力者への粗品代

4) 玉串料・志納金・御仏前・・・各5,000円

①天子神社例大祭、新嘗祭、歳旦祭、祈年祭玉串料・・・組長、氏子総代、責任役員分を負担

②松雲院虫供養、恩田稻荷志納金

③戦没者追弔会、婦人部追弔会

※ 任意参加の催事（虫供養、稻荷大祭など）の出欠は組長の判断による。

5、改訂履歴

1) 平成18年9月3日

第2回班長会議開催時期の変更（班長手当支給を行うため）

2) 平成19年1月28日

会計監査役の選出方法の追加

3) 平成20年12月

「赤い羽根募金」「歳末助け合い募金」は同時に実施する。

配分は赤い羽根募金300円、歳末助け合い募金200円とする。

配分は市役所が実施する。

4) 平成30年2月23日（改定の根拠 組長OB会議事録2018.2.21）

①地区委員、氏子総代選出方法

②総会謝礼の減額（1,000円→600円）

③会則で明確な箇所を削除、氏子総代、責任役員の玉串料負担を追記など

5) 平成30年11月11日（改訂の根拠 組長OB会議事録2018.11.11）

①ごみステーションの管理分担追記 3の2)の(2)

6) 令和6年1月7日（改定の根拠 組長OB会議事録2024.1.7）

①輪番回避の事由追加

②子供会委員の項目 削除

③第3回班長会議 会計中間報告 削除

④側溝清掃 稲場公園周囲 削除

⑤愛の一円玉募金→青少年育成募金

⑥助成金 稲場南子供会 削除

⑦玉串料 祈年祭 追加

7) 令和8年1月20日（改定の根拠 班長会議事録2025.12.21）

①稲場町2組の申し合せ事項→稲場2組の申し合せ事項に変更

②1、役員を選出（稲場町2組総会で決定する）→町 削除

③1、4)（補足）婦人部委員・・・ 削除

④2、2) 班長会議 第2・3回は組長判断で開催可否決定 追記

⑤2、2) 紙資源当番の箇所 消去

⑥2、2) 班長手当、運動会の箇所 消去

⑦2、2) 後期 消去

- ⑧2, 3) 又は小山市民館 追記
- ⑨3, 2) . (1) 市民だより→刊行物 変更と削除
- ⑩3, 2) . (1) ①全世帯配布 内容変更
- ⑪3, 5) (61-26) → (**-**) 変更
- ⑫4, 1) ※組費集金時に1年間分一括集金も可とする。追記
- ⑬4, 1) 金額→支払・金額ともに任意(以下は目安)に見出し部変更
- ⑭4, 1) 赤い羽根募金方法変更
- ⑮4, 1) 500円/年 以上→500円に二ヶ所変更
- ⑯4, 1) ひかりの家の箇所消去
- ⑰4, 3) 活動費で ①運動会弁当 ③側溝清掃の箇所 消去
- ⑱4, 4) 地藏盆仏前 消去
- ⑲4, 4) 任意参加の催事(虫供養、稻荷大祭など)の出欠は組長の判断による 追記